

車両積載区域等の固定式消火装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

車両積載区域等の固定式消火装置に関する事項

改正理由

IMO 防火小委員会において、車両積載区域等に備える固定式消火装置の種類を明記すべく SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則並びに火災安全設備コード (FSS コード) の 5 章及び 7 章の規定の見直しが行われ、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会 (MSC91) において、当該 SOLAS 条約及び FSS コードの改正が、それぞれ決議 MSC.338(91)及び MSC.339(91)として採択された。

改正 SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則においては、車両積載区域に備える固定式消火装置の種類が明記されたほか、同規則に規定されていた固定式ガス消火装置及び固定式水系消火装置の仕様に関する規定が、改正 FSS コードの 5 章及び 7 章に移設された。

今般、決議 MSC.338(91)及び MSC.339(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 R 編 20 章において、車両積載区域等の消火装置として、固定式ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置のいずれかを備える旨明記した。
- (2) 車両積載区域等に備える固定式ガス消火装置の消火剤の量及び消火剤の放出時間に関する規定を鋼船規則 R 編 20 章から同 25 章に移設した。
- (3) 車両積載区域等に備える固定式水系消火装置の仕様に関する規定を鋼船規則検査要領 R 編 R20 から同 R27 に移設した。